

都市公園におけるコインパーキング運営
(都市公園法の管理許可)の提案募集

募 集 要 項

令和6年12月5日実施

名古屋 市

この募集要項と別冊で物件説明書があります。

目次

◇ 募集のあらまし.....	P1～2
◇ 募集要項.....	P3～11
第1 許可対象物件	P3
第2 応募者の資格	P4～5
第3 コインパーキングの運営条件.....	P6～7
第4 提案書の受付日時等.....	P7～8
第5 提案金額	P8
第6 提案書.....	P8
第7 審査.....	P8～9
第8 応募資格確認申請	P9～10
第9 許可申請候補者の決定	P10
第10 管理の許可の手続.....	P10
第11 使用料の納付.....	P10～11
第12 問い合わせ先.....	P11
◇ 許可対象物件一覧表	P12
◇ 公園駐車場の管理に関する協定書(案)	P13～16
◇ 提案書(記載例・提案書)	P17～18
◇ 委任状(記載例・委任状)	P19～20
◇ 応募資格確認申請書(記載例・申請書)	P21～24
◇ 法人役員等に関する調書(記載例・調書)	P25～26
◇ 封筒記載例.....	P27
◇ 公園施設管理許可申請書(記載例・申請書)	P28～29
◇ 公園施設管理許可証(案)	P30～33
◇ 市役所位置図・交通案内図.....	P34

募集のあらまし

この募集による都市公園におけるコインパーキング運営については、最も高い使用料(月額)を支払う旨の提案をされた方に、一定期間、都市公園法第5条第1項に基づく管理の許可をするものです。

応募を希望される方は、募集要項(別冊の物件説明書を含む。以下同じ。)をよくお読みになり現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。応募にあたっては、募集要項や諸規制及び現地の状況を確認してください。

「募集のあらまし」は以下の通りです。



募集要項(この案内書)の配布

令和6年11月5日(火)から令和6年12月4日(水)まで

市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。物件ごとに仕様が異なりますので、内容をよくご確認ください。



提案書の受付(詳しくは7ページ)

令和6年12月5日(木)

(場所 名古屋市役所 西庁舎12階 市長部局入札室)

市公式ウェブサイトより書式をダウンロードしてください。必要事項を記入し、提案書(提案を委任する場合は委任状も)をご持参ください。



許可申請候補者の決定

受付会場において、受付の終了後、ただちに提案者の面前で審査を行います。審査の結果、提案者のうち最低使用料(月額)以上で最高使用料(月額・上限額以内)の提案をした方を許可申請候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。



(次ページへ)

▼

応募資格確認申請書の提出（詳しくは8～9ページ）

令和6年12月5日(木)から令和6年12月25日(水)

許可申請候補者の方は、市公式ウェブサイトより書式をダウンロードし、応募資格確認申請書及び添付書類を提出してください。期間内に申請書等が提出されないときは、提案が無効とし、次順位者を許可申請候補者とします。

▼

審査結果の通知（詳しくは9ページ）

令和7年1月17日(金)まで

参加資格の審査後、応募資格確認通知書を郵送します。

▼

管理の許可申請書の提出（詳しくは10ページ）

令和7年2月14日(金)まで

許可申請期限は令和7年2月14日(金)です。許可期間終了後は、再度募集を行い、設置許可の相手方を決定する予定です。

▼

使用料の納付（詳しくは10ページ）

使用料を定められた期限までに、本市が発行する納入通知書により納付してください。

▼

駐車場機器等の設置

コインパーキング運営に伴い必要な機器の設置工事は、管理許可期間内に行ってください。期間満了時は、許可期間内に原状回復のうえご返還ください。（ただし、本市が特に必要ないと認めるときはこの限りではありません。）

募 集 要 項

この募集に応募を希望される方は、都市公園法、名古屋市都市公園条例、その他の関係法令・規程及びこの募集要項によるとともに、必ず現地を確認し、応募される都市公園の現状・現形を承知されたうえで提案をしてください。

コインパーキングによる公園駐車場の管理運営は、市民の皆様に公正なサービスを効率的に提供する公共目的によるものです。

応募のために提出された書類等に記載された情報は、この募集に関する事務のみに使用します。

第１ 許可対象物件

- 1 許可対象物件は、**物件一覧表**(12ページ)及び**物件説明書**(別冊)のとおりです。
- 2 募集は物件番号ごとに行います。複数物件に応募することもできます。
- 3 許可面積には、屋外広告物の設置スペースを含みます。
- 4 許可物件の管理に必要な電源や通信線等は、事業者において単独引込により用意してください。
- 5 応募に当たっては、次の点にご注意ください。
 - (1) コインパーキングの運営に係る申請その他許可物件を使用するために必要な手続き及び費用は、原則として事業者負担となります。詳細については、関係行政機関及び関係企業にご確認ください。
 - (2) 許可物件は、現状有姿となります。したがって、工作物(フェンス、擁壁、給排水設備、舗装、車止めなど)を含みます。
 - (3) 許可区域内の事故等は、事業者が責任をもって対応していただきます。事業者が設置する地下埋設管等については、現場管理を行う上で安全上必要十分な埋設深さ及び防護措置をとるようにしてください。
 - (3) 許可期間が満了し、又はその他の理由により許可を取り消す場合には、事業者の費用をもって、事業者が設置した物件を撤去し、許可物件を原状に回復して本市に返還しなければなりません(ただし、本市が特に必要がないと認めるときはこの限りではありません。)
 - (4) 許可物件がある公園は、広域避難場所に指定されていますので、災害発生時(大地震時に火災が延焼拡大する等の大災害が発生した時等)には本市が指示する期間、駐車場を開放していただく必要があります。駐車場開放中は営業を行うことができません。
 - (5) (4)の理由により営業ができない場合でも、本市は営業補償等には一切応じられません。
 - (6) 現地説明は行いません。また、物件説明書の記載事項は調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、応募者は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。

第2 応募者の資格

本市の実施する一般競争入札に参加する資格のない方(次に該当する方)は、この募集に応募することができません。

- 1 入札に係る契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
- 2 次のいずれかに該当する方でその事実があった後3年間経過していない方(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている方を除きます。)
 - (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた方
 - (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた方
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方
 - (6) (1)から(5)までの一に該当する事実があった後3年を経過しない方を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した方
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てをなされている方
- 4 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てをなされている方
- 5 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員がこの募集に応募しようとししない者等である方。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合については、特別の理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらずこの募集に参加することができます。
- 6 募集告知日から都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の管理許可(以下「許可」という。)までの間に指名停止を受けている方
- 7 募集告知日から許可までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)＜次頁参照＞及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けている方
- 8 募集告知日から過去3年以内に、国、地方公共団体又はその他公共の機関(以下、官公庁等という。)において、自らコインパーキングを運営した実績を有しない方
- 9 応募資格確認審査の結果資格がないと認められた方

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 コインパーキングの運営条件

(物件ごとに異なりますので、詳細は別冊の物件説明書をご参照ください。)

1 事業者の施設使用形態

- (1) コインパーキングの運営に係る機器の設置は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき、本市が事業者に対し、公園施設の管理の許可をする方法により行います。
- (2) 許可物件の用途は、コインパーキングの運営に限定し、現状有姿で許可します。なお、許可物件をコインパーキングの運営以外の用に供した場合は、許可を取り消す場合があります。

2 許可期間

- (1) 許可期間は、原則、下記のとおりとします。許可期間の詳細については、各仕様書をご確認ください。
白川公園:令和7年4月16日から令和12年3月31日まで
神宮東公園:令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (2) 原則、(1)の期間満了前に自己都合により管理を廃止することはできません。本市がやむを得ないと判断した時はその限りではありませんが、今後実施される都市公園におけるコインパーキングの運営に係る募集に応募できない可能性があります。
- (3) 期間満了前の年度末に管理の廃止を希望する場合は、当該年度8月末日までに廃止の申出をしてください。理由の如何を問わず、年度途中での許可の廃止はできません。ただし、本市がやむを得ないと判断した時は、年度途中での廃止を認める場合もあります。
- (4) 既納の使用料の返還には応じられません。ただし、事業者の責めに帰することができない正当な事由により廃止せざるを得ないと本市が認めた場合はこの限りではありません。
- (5) 上記の許可期間終了後は、再度募集を行い、許可の相手方を決定する予定です。

3 機器の設置

- (1) 公園施設の管理許可を得た後、所管土木事務所と調整のうえ、許可期間内に設置工事を行ってください。
- (2) 設置工事期間中は駐車場を封鎖し、営業を行わないでください。

4 営業時間

コインパーキングの営業時間は以下のとおりです。

- (1) 入庫受付時間:24時間
- (2) 出庫受付時間:24時間

5 使用料

- (1) 使用料は、募集により決定した金額です。なお、許可に係る使用料は、機器の設置時期や供用時期に関わらず、提案金額(月額)に当該年度の許可月数を乗じた額を、年度ごとに

徴収します。

(2) 使用料については、消費税及び地方消費税の課税対象となりません。

(3) コインパーキングの運営に係る機器の設置工事により営業ができない場合、協議により使用料を徴収いたしません。詳細は各公園の仕様書をご確認ください。

6 必要経費

(1) コインパーキングの運営及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て事業者の負担とします。

(2) 光熱水費についても事業者の負担とします。

7 利用上の制限

許可期間中は次の事項を遵守してください。

(1) 募集条件を遵守し、使用料を期限までに確実に納付すること。

(2) コインパーキングを運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) その他許可証、仕様書、物件説明書記載の事項を遵守すること。

8 原状回復

事業者は、許可期間が満了した場合は許可の期間内に、許可の取り消し又は廃止の場合は本市の指示する期間内に原状回復し、所轄土木事務所の検査確認を受けてください。なお、原状回復に際し、事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切本市に請求することができません。

9 コインパーキングの運営に係る設置機器の仕様及びコインパーキング運営に係る詳細内容

物件によって個別の仕様があり、別冊物件説明書に記載しております。内容をよくご確認のうえ、ご不明な点があれば、担当課までお問合せください。

第4 提案書の受付日時等

受付会場	名古屋市役所 西庁舎12階 市長部局入札室
受付日時	令和6年12月5日(木) 午前10時30分～ 物件番号1及び2
必要書類等	(1) 提案書 募集要項の18ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。記載方法は、17ページの「記載例 提案書」をご参照ください。 (2) 委任状(代理人が提案書を提出する場合) 代理人による提案書の提出には、委任状が必要となります。募集要項の20ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。代理人ごとに作成し、委任する物件番号を必ず記載してください。代理人は、1物件につき複数の提案書の提出を代理することはできません。また、委任者は、複数

	の代理人に同じ物件番号の提案書の提出を委任することはできません。
注意事項	(1) 応募者又はその代理人(以下「提案者」という。)は、受付時限を過ぎると提案書の提出はできません。午前10時30分までにお越しください。 (2) 提案者以外の方は、入場できません。 (3) 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いいたします。 (4) 談合情報が寄せられた場合は、提案の受付を中止することがあります。

第5 提案金額

提案金額は、使用料の月額を表示してください。最低使用料(月額)以上で**最も高い使用料(月額・上限額以内)**を提案された方が許可申請候補者となります。最低使用料(月額)、使用料上限額(月額)については、許可対象物件一覧表(12ページ)をご参照ください。

第6 提案書

- 1 提案は所定の提案書を使用します。募集要項の18ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
- 2 提案書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル等、容易に文字を消除できるものは使用できません。
- 3 金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 提案金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 提案者は、その提出した提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、1物件につき複数の提案を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する提案及び次のいずれかに該当する提案は、無効とします。
 - (1) 応募資格のない方(代表権の無い方)のした提案
 - (2) 最低使用料(月額)に達しない金額を記載した提案
 - (3) 使用料上限額(月額)を超えた金額を記載した提案
 - (4) 金額を改ざんし、又は訂正した提案
 - (5) 記入事項を判読できない提案
 - (6) 提案事項の一部又は全部が記入されていない提案
 - (7) 一定の金額をもって価格を表示しない提案
 - (8) 記名のない提案
 - (9) 同一の名をもってした2通以上の提案(代理人によるものも含む。)
 - (10) その他募集の条件に違反した提案

第7 審査

- 1 審査は、受付会場において提案書の受付終了後ただちに提案者の面前で行います。提案者が審査に立ち会わないときは、この募集事務に関係のない職員が立ち会います。
- 2 審査の結果、提案者のうち最低使用料(月額)以上で**最も高い使用料(月額・上限額以内)**の提案をした方を許可申請候補者とし、受付会場内で次順位者と合わせて発表します。
- 3 最も高い使用料(月額・上限額以内)の提案者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただ

き、許可申請候補者を決定します。ただし、提案者がくじを引かないときは、この募集事務を担当しない職員が代行します。くじにより許可申請候補者を決定したときは、許可申請候補者の提案書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第8 応募資格確認申請

- 1 許可申請候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。郵送又は持参により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 資格審査は許可申請候補者ごとに行います。物件ごとに複数提出していただく必要はありません。
- 3 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。(4～5ページ「第2 応募者の資格」を参照)
- 4 許可申請候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位の方が許可申請候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市よりその旨の連絡がありますので、郵送又は持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

受付期間	令和6年12月5日(木)～令和6年12月25日(水) 午前8時45分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝休日を除く)
提出先	名古屋市役所 緑政土木局 緑地利活用課 市役所西庁舎5階 郵送する場合は、封筒表に「応募資格確認申請書在中」と朱書きしてください。 〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 緑政土木局 緑地利活用課 あて
必要書類等	(1) 応募資格確認申請書及び事務担当者票 各1通 募集要項の23～24ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。 (2) <個人の場合> 住民票の写し又は外国人登録原票の写し 1通 <法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後3月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。また、複写機による写しをもってこれに代えることができるものとする。 (3) <法人のみ> 法人役員等に関する調書 募集要項の26ページに書式があります。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。 (4) <個人法人いずれも> 募集告知日から過去3年以内に、官公庁等において、自らコインパーキングを運営した実績のわかるもの(行政財産使用許可書や契約書等のコピー) ※連名で提案された場合は、連名者全員の実績が必要です。 (5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手(460円)を貼った長3号(12cm×23.5cm)封筒

注意事項	(1) 書類の提出方法は、郵送又は持参に限ります。 (2) 郵送の場合は、簡易書留郵便による郵送をお勧めします。 (3) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、早めにご提出ください。 (4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。
受付後	(1) 申請受付後、参加資格について審査をし、令和7年1月17日(金)までに「応募資格確認通知書」を郵送します。 なお、本市から内容の確認を行う場合があります。 (2) 「応募資格確認通知書」の到着後、本市から許可関係書類(第10に記載のとおり)を郵送します。なお、申請にかかる事務については緑地管理課の指示に従ってください。

第9 許可申請候補者の決定

提案結果については、許可申請候補者の応募資格の確認後、提案者数、許可申請候補者名、提案金額を市公式ウェブサイトで公表します。また、許可申請候補者以外の方の提案者名、提案金額について照会があれば回答しますので、予めご承知おきください。公開することが同意いただけない場合は、提案応募をすることができませんので、ご注意ください。

第10 管理の許可の手続

1 許可申請候補者には、管理条件を定める協定書を締結のうえ、都市公園法第5条第1項による公園施設(駐車場)の管理の許可を受けていただきます。本市から公園施設管理許可申請書(名古屋市都市公園条例施行細則第2号様式。以下「申請書」という。)を交付しますので、緑地管理課の指示に従い申請手続を行ってください。

申請書の提出後、所定の手続を経て、許可証(名古屋市都市公園条例施行細則第4号様式)を交付します。

協定書、申請書、許可証の案文は別添(協定書13～16ページ、申請書29ページ、許可証30～33ページ)のとおりです。

2 許可申請期限は**令和7年2月14日(金)**です。それまでに申請をしないときは、許可申請候補者の資格を取り消します。この場合、今後実施される都市公園におけるコインパーキングの運営に係る募集に応募できない可能性があります。

3 協定書に貼付する収入印紙は、許可申請候補者の負担とします。

4 協定書の締結並びに許可申請及びこれに対する許可は、原則、提案者(応募資格確認申請者)名義で行います。

第11 使用料の納付

使用料は、年度ごとに本市が発行する納入通知書に定める期限までに納付してください。なお、使用料は提案金額(月額)に当該年度ごとの許可期間を乗じた額とします。

各公園の仕様書に定める運営開始日からコインパーキングの営業が開始できなかった場合で

も当該年度分の使用料を納付していただきます。

第12 問い合わせ先

担当課	名古屋市役所 緑政土木局 緑地利活用課 TEL052-972-2489
受付期間	令和6年11月5日(火)～令和6年12月4日(水) 午前8時45分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝休日を除く)

問い合わせ件数などの情報は、募集の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。
お問合せいただいた質問及び回答について、募集の競争性・公平性を保つために公表する場合があります。公表は、募集の情報を掲載する本市公式 WEB ページ上で行います。

許可対象物件一覧表

物件 番号	都市公園名	許可対象 施設	管理許可面積 (㎡)	駐車場台数 (台)	最低 使用料 (月額・円)	使用料 上限額 (月額・円)
1	白川公園	駐車場	1,564	普通車 58 (うち身障者用 4) 自動二輪 3 以上	59,502	3,128,000
2	神宮東公園	駐車場	758	普通車 23 (うち身障者用 1)	33,921	1,516,000

〇〇公園駐車場の管理に関する協定書(案)

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が設置する〇〇公園駐車場の管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 乙は、都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）その他関係法令（甲の定める要綱、要領その他の基準を含む。）の定めに従うとともに、信義に従い誠実にこの協定を履行しなければならない。

（許可物件）

第2条 乙は、次の表に定めるところにより、〇〇公園駐車場（その附属物を含む。以下同じ。）を管理するものとする。

都市公園名	所在	許可対象施設	許可面積	駐車場台数
		駐車場		

- 乙は、前項の規定により〇〇公園駐車場を管理する場合は、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の管理の許可（以下「許可」という。）を受けて行わなければならない。
- 乙は、前項の許可に付随して設置した物件と甲の管理物件との境界を明確にして、駐車場の管理を行わなければならない。

（指定用途）

第3条 乙は、別紙物件説明書で示された区域（以下「許可区域」という。）を、駐車場管理のために使用しなければならない。

- 乙は、前項に定める使用をするにあたっては、別紙仕様書及び物件説明書の内容を遵守しなければならない。

（事業期間）

第4条 乙は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間において、第2条で示す〇〇公園駐車場を管理する。

- 甲は、前項の期間において、乙に対して駐車場を管理させるための許可を行うものとする。この場合において、甲は必要な条件を付して許可することができるものとする。

(使用料)

- 第5条 乙は、許可期間中においては、許可に係る使用料（以下「使用料」という。）を、甲の発行する納入通知書により、甲が定める期限までに納付しなければならない。
- 2 使用料の額は、1月につき〇〇〇〇〇円とし、当該年度ごとの許可月数を乗じた額を年度ごとに納付するものとする。

(督促等)

- 第6条 乙が前条第1項の納付期限までに使用料を支払わないとき、甲は法令の規定に基づき督促を行うことができるものとする。この場合において、当該督促をした後相当の期間を経過してもなお乙が使用料を支払わないときは、強制執行等の手続きを行うことができるものとする。

(届出事項)

- 第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに甲に対して届けなければならない。
- (1) 乙の本店所在地、商号、代表者その他の重要事項について変更があったとき。
 - (2) 乙の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。
 - (3) 許可物件が滅失又は損傷したとき。

(公園利用者への利用の開始)

- 第8条 乙は、令和7年〇月〇日から同月〇日までの間に駐車場の運営に係る機器を設置し、同年〇月〇日午前〇時までに公園利用者への利用に供しなければならない。
- 2 乙は、やむを得ない事情により、前項に定める期日までに公園利用者への利用を開始できない場合は、事前にその詳細な理由及び利用を開始できる日を付した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

- 第9条 乙は、許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることができない。

(維持管理義務)

- 第10条 乙は、善良な管理者としての注意をもって許可物件の維持管理に努め、利用者の安全、災害の防止及び美観の保持に努めなければならない。
- 2 前項の維持管理にかかる費用の内、許可区域内の施設の修繕（1箇所あたり30万円以下）は乙の負担によりおこなうこと。また駐車場の運営のために乙が設置した施設については、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 乙は、許可物件の設置又は維持管理に起因し、公園利用者や近隣住民等（以下「公園利用者等」という。）に迷惑をかけ、又は損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 乙は、許可物件に関し、公園利用者等から苦情又は要望等があった場合は、乙の責任において速やかに解決をしなければならない。
- 5 乙は、許可物件の設置又は維持管理に起因し、公園を損傷させ、又は公園利用者等に

損害を与えた時は、直ちにその内容を書面により甲に報告しなければならない。

(調査協力義務)

第11条 甲は、許可区域について随時その使用状況を調査することができる。この場合において、甲が必要と認める場合は、乙はこれに協力しなければならない。

2 乙は、毎月、〇〇公園駐車場における利用実績について本市が求める事項を記載した資料を、翌月15日までに甲に提出しなければならない。

(許可の取消)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために許可区域を必要とするとき。

(2) 許可区域に関し、都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき、都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき、その他都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(3) 乙が第1条に定める関係法令・規程又はこの協定の定めに違反したとき。

(4) その他乙に許可を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

2 前項の定めにより許可を取り消した場合において、既納の使用料は還付しない。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる理由によって許可を取り消した場合又は乙の責めに帰することができない事由による場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(許可物件の廃止)

第13条 第4条で定める事業期間の満了前における許可物件の廃止は認められない。ただし、甲が正当な理由があると認めた場合はその限りではない。

2 乙は、前項の定めにおいて年度途中での許可物件の廃止をすることができないこととし、許可物件の廃止をする場合は、当該年度8月末日までに申出をしなければならない。ただし甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

3 前各項の定めにより、乙が許可物件の廃止をした場合、既納の使用料は還付しない。ただし、甲が正当な理由があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第14条 許可期間が満了し、又はその他の理由により許可が終了したときは、許可の期間内に、乙は自己の費用をもって許可物件を撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 乙は、前項の定めにより許可区域を甲に返還するときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。

3 乙が第1項に定める義務を履行しないときは、甲がこれを代執行し、これに要した費用を乙から徴収する。

(協定の終了)

第15条 甲は、第12条第1項第3号又は第4号に掲げる理由によって許可を取り消した場合において、本協定を解約させることができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、この協定及び許可に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第17条 乙は、許可期間が満了した場合又はその他の理由により許可が終了した場合において、許可物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(許可申請等の費用)

第18条 許可の申請及び協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(その他)

第19条 乙は、災害発生時において、甲が指示する期間、広域避難場所に指定されている本物件について一般に開放することとする。

2 乙は、前項の定めにより駐車場の営業ができない場合、公園使用料の返還やその他補償を甲に請求することができない。

(疑義の決定)

第20条 この協定書、仕様書及び物件説明書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第21条 甲乙間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 ○○ ○○



乙



提 案 書

令和 年 月 日

(あて先)
名古屋市
代表者 名古屋市長

<連名で提案する場合>
全員の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入が

(応募者)

所在地

個人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 太郎

商号又は名称

代表者 役職・氏名

法人の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 株式会社
代表取締役 名古屋 一郎

(代理人)

住所

氏

代理人が提案する場合

名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
愛知 次郎

都市公園におけるコインパーキング運営(都市公園法の管理許可)の提案の募集において、私は募集要項に従い、下記の都市公園の現在の形状及び許可要件を承知した上で、下記のとおり提案します。

物件番号	施設名称	許可対象施設	金額(月額の使用料)								(位)
			千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
1	白川公園	駐車場		¥	3	0	0	0	0	0	円
2	神宮東公園	駐車場		¥	1	0	0	0	0	0	円

注意事項

- ①黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- ②法人が応募する場合は、本社、代表取締役等の会社の代表権をお持ちの方が応募者となります。
- ③代理人が応募する場合は、応募者(委任者)の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)を記入の上、代理人(受任者)の住所・氏名を記入してください。
- ④金額は、アラビア数字で記入し、金額の頭に¥マークを記入してください。
- ⑤金額の訂正はできません。

提 案 書

令和 年 月 日

(あて先)
名古屋市
代表者 名古屋市長

(応募者)

所在地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

(代理人)

住所

氏名

都市公園におけるコインパーキング運営(都市公園法の管理許可)の提案の募集において、私は募集要項に従い、下記の都市公園の現在の形状及び許可要件を承知した上で、下記のとおり提案します。

物件番号	施設名称	許可対象施設	金額(月額の使用料)								(位)
			千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
1	白川公園	駐車場									円
2	神宮東公園	駐車場									円

注意事項

- ①黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。
- ②法人が応募する場合は、本社、代表取締役等の会社の代表権をお持ちの方が応募者となります。
- ③代理人が応募する場合は、応募者(委任者)の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)を記入の上、代理人(受任者)の住所・氏名を記入してください。
- ④金額は、アラビア数字で記入し、金額の頭に¥マークを記入してください。
- ⑤金額の訂正はできません。

委任状

私は都合により 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 愛知 次郎 を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

令和6年12月5日実施の都市公園におけるコインパーキングの提案募集に関する一切の権限

《注意事項①》
複数物件を委任する場合は、委任する物件すべてを記入すること

委任する物件番号	1、2
----------	-----

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓

《注意事項②》
委任者については、本社、代表取締役等の会社の代表権のある方とすること

令和 年 月 日

委任者 （所在地） 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
（商号又は名称） 名古屋 株式会社
（代表者 役職・氏名） 代表取締役 名古屋 一郎

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 （住 所） 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
（氏 名） 愛知 次郎

(あて先)名古屋市長

委任状保管 緑政土木局緑地利活用課	取扱 責任者	
----------------------	-----------	--

委 任 状

私は都合により _____ を以って代理人
と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

令和6年12月5日実施の都市公園におけるコインパーキング運営(都市公園法の管理許可)の提案募集に関する一切の権限

委任する物件番号	
----------	--

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

委任者 (所在地)

(商号又は名称)

(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)

(氏 名)

(あて先)名古屋市長

委任状保管 緑政土木局緑地利活用課	取扱 責任者	
----------------------	-----------	--

記載例

応募資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 様

所在地
個人の場合
商号又は名称

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
ナゴヤ タロウ
名古屋 太郎
(052)961-1111

(フリガナ)
代表者 役職氏名
法人の場合
電話番号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 株式会社
ナゴヤ イチロウ
代表取締役 名古屋 一郎
(052)961-1111

令和6年11月5日付けで公表のありました都市公園におけるコインパーキング運営(都市公園法の管理許可)の提案の応募資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この都市公園におけるコインパーキング運営(都市公園法の管理許可)の提案の募集に係る募集要項に定める応募資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- ①<個人の場合>住民票の写し又は外国人登録原票の写し 1通
<法人の場合>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通
(どちらも発行後3月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。)
- ②<法人のみ>法人役員等に関する調書
- ③<個人法人いずれも>令和6年11月5日から過去3年以内に、国、地方公共団体又はその他公共の機関において、自らコインパーキングを運営した実績のわかるもの(行政財産使用許可書や契約書等のコピー)

(注)返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

記載例

事務担当者票

応募資格確認申請書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

応募資格 確認申請者	所在地	〒460－8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	商号又は名称	名古屋 株式会社
	代表者氏名	代表取締役 名古屋 一郎
	電話番号	(052)961－1111
資料郵送先	住所	〒460－8508 名古屋市中区三の丸二丁目1番36号
	氏名又は 法人名	名古屋 株式会社
	部署名 担当者名	営業一課 愛知 次郎
	電話番号	(052)972－2318
	メールアドレス	jiro_aichi@××××.jp

応募資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 様

所 在 地

商号又は名称

(フリガナ)

代表者 役職・氏名

印

電 話 番 号 () —

令和6年11月5日付けで公表のありました白川公園におけるコインパーキング運営(都市公園法の管理許可)の提案の応募資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この都市公園におけるコインパーキング運営(都市公園法の管理許可)の提案の募集に係る募集要項に定める応募資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

①<個人の場合>住民票の写し又は外国人登録原票の写し 1通

<法人の場合>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通

(どちらも発行後3月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。)

②<法人のみ>法人役員等に関する調書

③<個人法人いずれも>令和6年11月5日から過去3年以内に、国、地方公共団体又はその他公共の機関において、自らコインパーキングを運営した実績のわかるもの(行政財産使用許可書や契約書等のコピー)

(注)返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

事務担当者票

応募資格確認申請書の申請者と郵送先、連絡先が同一の場合は、本票の提出は不要です。

応募資格 確認申請者	所在地	〒
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	電話番号	
資料郵送先	住所	〒
	氏名又は 法人名	
	部署名 担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

記載例

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	M・T・(S)・H 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	M・T・(S)・H 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	M・T・(S)・H 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	M・T・(S)・H 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	M・T・S・H ・		代表役員については、法人登記簿に記載の代表者住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

※ 法人の役員について記載すること。

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

応募資格確認申請書の郵送

(表面)

4 6 0 8 5 0 8	
切手	
応募資格確認申請書在中	
名古屋市役所緑政土木局	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
緑地利活用課	
行	

必ず朱書きしてください。

- ※ 簡易書留郵便による郵送をお勧めします。
- ※ 受付期間内に必着するように郵送してください。

第2号様式(第2条第1項)

公園施設管理許可申請書	
年 月 日 (あて先)名古屋市長	
申請者 住所	〒460-0508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
氏名	名古屋 株式会社 代表取締役 名古屋 太郎
電話番号	(052)961-1111
次のとおり、公園施設を管理したいので許可を申請します。	
管理施設所在の 都市公園名	〇〇公園
管理施設の種 類	公園駐車場
管理施設の数量	駐車場及び料金精算機等
管理施設の面積	公園駐車場 平方メートル *****
管理施設の構造	別添のとおり
管 理 の 目 的	公園利用者の利便を増進するため
管 理 の 期 間	令和7年〇月〇日～令和12年3月31日
管 理 の 方 法	申請者による管理
管理に要する資金計画	申請者の資金
使 用 料 の 額	年額*****円 (月額*****円×12ヶ月)
そ の 他	・許可面積 m² ・車路面積 ・使用料の対象となる面積

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

第 2 号様式(第 2 条第 1 項)

公園施設管理許可申請書	
年 月 日 (あて先)名古屋市長 申請者 住所 〒 氏名 (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名) 電話番号 次のとおり、公園施設を管理したいので許可を申請します。	
管 理 施 設 所 在 の 都 市公園名	
管 理 施 設 の 種 類	
管 理 施 設 の 数 量	
管 理 施 設 の 面 積	平方メートル
管 理 施 設 の 構 造	
管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	
管 理 の 方 法	
管理に要する資金計画	
使 用 料 の 額	
そ の 他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(案)

第4号様式(第2条第2項)

〇〇指令土緑管第 〇-〇〇 号	
許 可 証	
〒〇〇〇-〇〇〇〇 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 申請者 名古屋株式会社 氏 名 代表取締役 名古屋 一郎 様	
関係都市公園名	〇〇公園(〇区)
許 可 の 場 所	申請図面のとおり
許 可 の 事 項	添付申請書のとおり 公園駐車場及び料金精算機等 m ²
許 可 の 期 間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
都 市 公 園 の 復 旧 方 法	原状に復旧すること
使 用 料 の 額	¥〇〇〇〇〇〇★ (月額〇〇〇〇円×〇月)
許 可 の 条 件	別添のとおり
そ の 他	
上記のとおり都市公園内における 公園施設の管理 を許可します。 令和 年 月 日 名古屋市長 〇〇 〇〇 印	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(緑政土木局緑地部緑地管理課)

許可条件（案）

（事前打合せ）

第1条 公園施設の管理にあたっては、事前に緑地利活用課と打合せ、その指示に従うこと。

（必要な施設又は機器の設置等）

第2条 駐車場の管理運営のため、必要な施設又は機器を設置する場合には

- （1）公園利用者に危害を与えないよう万全の措置を講ずること。
- （2）他の占用許可物件・設置許可物件等、既設の施設又は物件の保全に万全の措置を講ずるとともに、必要に応じて他の占有者等の関係者と事前に調整すること。
- 2 設置工事にあたっては、必要に応じて標示施設、防護施設、照明施設を設置すること。
- 3 設置等の工事に関し、近隣住民との間に紛争が生じたときは、被許可者の責任において解決すること。

（事故の防止措置等）

第3条 工事の施工に基因して発生する事故を防止するため、工事現場の状況に応じて適切な予防措置を講ずること。

- 2 工事の施工に基因して事故が発生したとき又は事故が発生する恐れが生じたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

（事故報告）

第4条 工事の施工に基因して事故が発生したときは、直ちに事故報告書により緑地利活用課に報告すること。

（補修責任）

第5条 工事を施工した部分及び工事の施工により影響を受ける部分に損傷が生じた場合は、直ちに緑地利活用課に報告するとともに、その指示に従って損傷部分を補修すること。

（管理義務）

第6条 申請のあった当該公園施設を善良なる管理者の注意をもって維持管理し、利用者の安全、災害の防止、美観の保持に努めること。

- 2 公園施設の管理に基因して公園に損傷が生じ又は他人に損害が生じたときは、ただちにその内容を事故報告書により緑地利活用課に報告すること。
- 3 被許可者は、利用者が安全快適に公園施設を利用できるよう日常及び定期的な点検を実施し、不具合があれば速やかに緑地利活用課に報告するとともに、必要に応じて使用停止などの処置を行い、事故の防止に努めること。
- 4 公園施設に不具合があった場合や公園施設の補修を要すると判断される場合は、その内容を所管土木事務所に速やかに報告すること。

（賠償責任）

第7条 公園施設の管理又は工事の施工に基因して発生する損害については、被許可者において賠償責任を負う。

（原状回復）

第8条 本件許可にかかる許可期間が満了した場合は許可の期間内に、許可の取り消し又は管理を廃止した場合は本市の指示する期間内に公園施設及び公園を原状に回復すること。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(権利の譲渡の禁止)

第 9 条 公園施設の管理に関する権利を他人に譲渡し、貸与し、担保に供し、又は使用させることはできない。

(許可の取消し等)

第 10 条 市長は、都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合その他公園の管理上の事由、公園の管理上の事由以外の事由に基づき必要であると認めた場合においては、許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除去をさせるものとする。

2 都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、許可を取消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、当該処分を受けた者に損失が生じても、本市は、その補償をしないものとする。

(届出事項)

第 11 条 本件許可期間満了前に公園施設の管理の廃止を申し出る場合は、当該年度の 8 月末日までに、緑地利活用課に申し出ること。また、公園施設及び公園を原状に回復した場合は速やかに、緑地利活用課に届け出ること。

(変更許可の申請)

第 12 条 本件許可を受けた者が、許可を受けた事項（許可の区域・規模・運営内容等）を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を提出してその許可を受けなければならない。

(関係法令の遵守)

第 13 条 都市公園法、都市公園法施行令、名古屋市都市公園条例、名古屋市都市公園条例施行細則その他関係法令を遵守すること。

(使用料)

第 14 条 公園使用料は別に発行する納入通知書により納期限内に納付すること。ただし、本市の都合により、許可期間内でも使用料を変更することがある。

(費用負担)

第 15 条 公園施設の管理にあたり必要な光熱費、水道料等の費用は被許可者の負担とする。

2 被許可者が設置した施設及び機材等については被許可者の負担により修繕すること。

3 本市が所有する施設等の修繕等のうち、その修繕等のための費用が 1 箇所あたり 30 万円以下の場合は、被許可者の負担により行うこと。

(その他)

第 16 条 許可施設は都市公園全体の公園利用者のためのものであり、公園利用者以外の利用や特定の団体・個人による独占的な利用は認められない。

第 17 条 次の各号の一に掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している車両や本市が必要と認めた車両については、利用料を免除すること。なお、法律の制定、改正又は本市の方針の設定により、新たに利用料の全額免除の事項が発生した場合はこれに従うこと。

- 一 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳
- 二 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条に規定する戦傷病者手帳
- 三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条に規定する被爆者健康手帳
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定す

る精神障害者保健福祉手帳

五 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

六 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 22 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証(障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(以下「特殊疾病者」という。)に係るものに限る。)

八 障害者総合支援法第 51 条の 7 第 8 項に規定する地域相談支援受給者証(特殊疾病者に係るものに限る。)

九 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証(これに類するものを含む。)(特殊疾病者に係るものに限る。)

十 市長の発行する減免確認書

第 18 条 公園管理者車両用の無料駐車証を本市に必要な枚数交付しなければならない。

第 19 条 夜間利用に配慮した照明設備を必要に応じ適宜設置すること。

第 20 条 公園施設の管理にあたっては、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」（平成 25 年条例第 10 号）を遵守すること。

第 21 条 駐車場に必要となる料金看板や案内板を設置し、その色彩やデザインは公園及び周辺の景観に配慮したものとする。

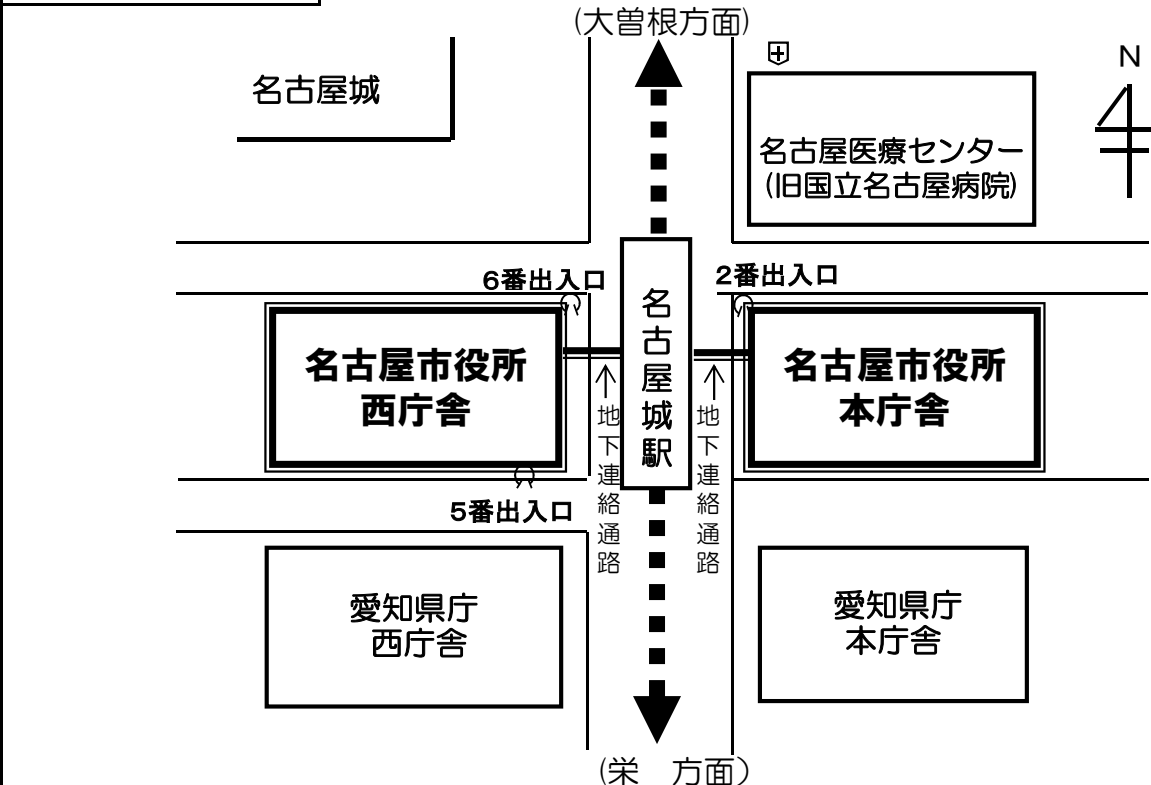
第 22 条 本市は、必要に応じて許可施設等について調査し、都市公園にふさわしくない等の事由により不適当と認めた事項について改善を命ずることがある。

第 23 条 許可施設及びその周辺を常に清潔に保ち、清掃するとともに、関係法令を遵守し、関係機関の指導に従うこと。

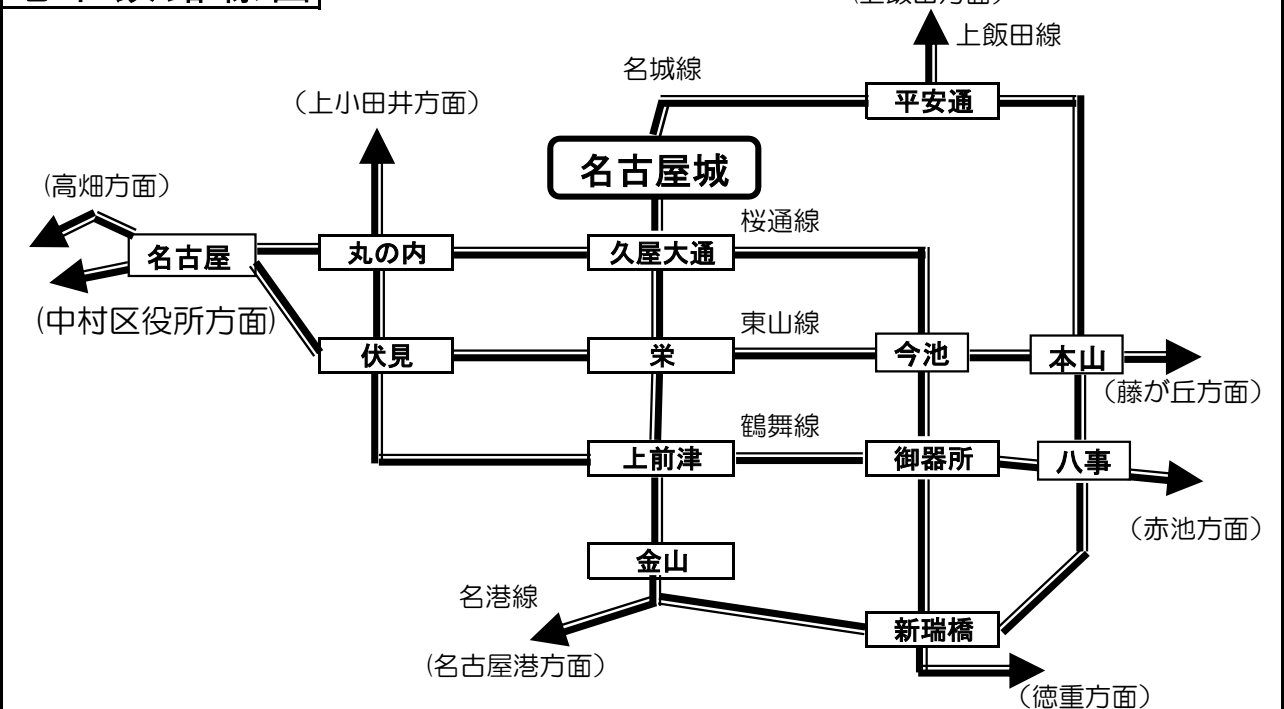
第 24 条 被許可者は、毎月の利用実績について、本市が求める事項を記載した資料を翌月 15 日までに緑地利活用課に提出すること。また、収支実績は本市が求めた場合、報告すること。

第 25 条 「都市公園におけるコインパーキング運営（都市公園法の管理許可）の提案募集 募集要項」、「仕様書」及び「協定書」を遵守すること。

市役所位置図



地下鉄路線図



市役所を通る主なバス路線

- 基幹2(栄～市役所～引山・四軒家)
- 基幹2(名古屋駅～市役所～光ヶ丘・猪高車庫)
- 名駅14(名古屋駅～市役所～大曽根)
- 栄11(栄～市役所～如意車庫前・平田住宅)
- 栄25(栄～市役所～名塚中学・名西橋)

お問い合わせは

担 当 課	名古屋市役所 緑政土木局 緑地部 緑地利活用課 TEL：052-972-2489 FAX：052-972-4143
受付期間	令和6年11月5日(火)～令和6年12月4日(水) 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く）